

心身障害児（者）施設地域療育事業の 実施について（一部改正）

平成13年1月17日 障発第7号
厚生省児童家庭局長

障害児（者）施設は、施設入所児（者）の福祉向上に重要な役割を果たしてきたところであるが、施設整備が進み、その人的、物的機能の充実が図られた今日においては、障害児（者）の多様なニーズに積極的に応えていくために、障害児（者）施設が有する人的、物的機能を単に施設入所児（者）のためだけに用いるのではなく、広く在宅障害児（者）の

ためにも活用し、施設を地域社会に開かれたもの（いわゆる施設のオープン化）としていく必要がある。

このような観点に立って、「心身障害児（者）施設地域療育事業」を別紙要綱に基づいて行うこととしたので、その適正かつ円滑な実施を期せられたく通知する。

[別紙]

心身障害児（者）施設地域療育事業実施要綱

第1 目的

本事業は、在宅の障害児（者）の住み慣れた地域での生活を支援するために、障害児（者）施設の備えている人的、物的機能を活用し、在宅障害児（者）の福祉の向上を図ることを目的とする。

第2 実施主体

実施主体は、都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）とする。

ただし、中核市は、第3の2の事業については、知的障害者を対象とするものに限る。

第3 心身障害児（者）施設地域療育事業の種類及び内容

1 心身障害児（者）巡回療育相談等事業

(1) 趣旨

この事業は、在宅の障害児（者）に対し巡回等の方法により、障害に関する各種の相談に応ずるとともに、家庭療育に関する必要な助言・指導を行うことによって、在宅の障害児（者）及びその家庭の福祉の向上を図ることを趣旨とするものである。

(2) 対象者

この事業の対象者は、在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児（以下「障害児（者）」という。）及びその保護者とする。

(3) 事業の内容及び実施方法

ア 外来相談

(ア) 都道府県知事（指定都市及び中核市の市長を含む。以下同じ。）は、あらかじめ外来相談を行う施設として指定した障害児（者）施設において、地域の在宅の障害児（者）及びその保護者に対して各種の相談・指導を行い、又はその相談・指導を委託して行うものとする。

(イ) 相談に応ずる職員は、各々の相談に対し適切な指導・助言等ができる者をあてるものとする。

イ 巡回相談

(ア) 都道府県知事は、あらかじめ巡回相談を行う施設として指定した障害児（者）施設の職員等で編成された相談・指導班を、相談・指導を希望する障害児（者）の家庭を定期的もしくは随時訪問させ、又は相談・指導を必要とする地域を巡回させる等の方法により、地域の在宅障害児（者）及びその保護者に対して各種の相談・指導を行い、又はその相談・指導を委託して行うものとする。

(イ) 相談・指導班は、各々の相談に対し、適切な指導・助言等ができる職員をもって編成するものとする。

(4) 実施施設

この事業を実施する施設は、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設とし、都道府県の設置する施設にあっては、当該都道府県知事があらかじめ定めたものとし、都道府県の設置する施設以外の施設にあっては、都道府県知事が、この事業の実施を委託した施設とする。

(5) 費用

都道府県は、この事業に要する経費又はその委託に要する経費を支弁するものとする。

2 障害児（者）短期入所事業

(1) 趣旨

この事業は、障害児（者）及びその保護者の疾病その他の理由により、当該障害児（者）が、一時的に保護又は指導を必要とする場合に、当該障害児（者）を知的障害児施設等に保護し、もって、これら障害児（者）及びその家庭の福祉の向

上を図ることを趣旨とするものである。

(2) 対象者

この事業において保護の対象となる者は、障害児（者）とする。

(3) 事業の内容及び実施方法

ア 都道府県知事（指定都市及び中核市の市長を含む。以下同じ。）は、保護を必要とする障害児（者）を、その者に対し適切な処遇が確保される条件を備える施設（以下「実施施設」という。）に入所させてその保護を行うものとする。

この場合において、対象者、保護の期間、利用料及び費用の減免の決定を除き、この事業の運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる地方公共団体、社会福祉法人及び医療法人等並びに平成9年12月17日障第183号、老振第139号障害保健福祉部長、老人保健福祉局長連名通知による「短期入所生活介護（ショートステイ）事業指針」の内容を満たす民間事業者等に委託することができる。

イ この事業は、障害児（者）及びその保護者について、次の理由により、(4)に掲げる施設で一時的に保護又は指導する必要があると都道府県知事が認めた場合に行うものとする。

(ア) 社会的理由

疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、失踪、出張、転勤、看護、学校等の公的行事への参加

(イ) 私的理由

旅行、休息、生活訓練等

ウ 保護又は指導の期間は、連続して7日以内であること。ただし、重篤な疾病、異常分べん、災害等により保護者がやむを得ない事情にあるときは、必要最小限の範囲で再認定を妨げない。

また、保護者の負担軽減を図る観点から必要があると認めた場合は、宿泊を伴わない11日のうち一定時間帯に保護等（日中受入れ）を行うことができる。

なお、この場合の利用定員は、入所者の処遇に支障のない範囲とする。

エ 生活訓練等を理由として指導を行う場合には、保護者等必要に応じ宿泊させ、療育方法について具体的に指導すること。

なお、保護者の宿泊期間については、適宜定めるものであること。

(4) 実施施設

実施施設は、児童福祉施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、医療機関等とし、都道府県の設置する施設にあっては、当該都道府県知事があらかじめ定めたものとし、都道府県の設置する施設以外の施設にあっては、都道府県知事があらかじめこの事業の実施について登録したものとす。

(5) 費用

ア 都道府県の支弁

都道府県は、実施施設に入所させた障害児（者）につき、入所後の保護又は保護の委託に要する経費を支弁するものとする。

イ 保護者の負担

保護者は、入所後の保護又は保護の委託に要する経費の一部を負担する。ただし、生活保護世帯に属する者が、(3)のイの(ア)の理由により利用する場合は、減免することができる。

第4 事業の選択

都道府県知事は、この事業を実施しようとするときは、第3に掲げる事業のうちから、必要と思われる事業を選択して実施するものとする。

第5 関係機関等との連絡

都道府県は、児童相談所、知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、関係施設及び児童・民生委員等との連絡を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるように努めなければならない。

第6 居室の整備及び構造設備

第3の2に掲げる事業のうち知的障害者援護施設に係る事業（以下、「知的障害者短期入所事業」という。）のための居室整備を行う場合にあっては、次により整備するものとする。

1 居室の規模

居室整備を行う場合の規模は、当該施設の定員の1割以内とする。

2 居室の利用

知的障害者短期入所事業のために整備した居室は、当該事業のために利用するものであり、措置入所のために利用するものではないこと。

3 居室の構造設備

知的障害者短期入所事業のための居室は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する簡易耐火建築物とする。

また、居室の構造設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

第7 国の助成

国は、都道府県がこの事業のために支出した費用について別に定めるところにより補助するものとする。